ヤングケアラーと子どもへの権利侵害

一 ネグレクト調査の再分析から 一

安 部 計 彦

Young-Carer and Infringement of Children's Rights: Re-Analyze a Neglect Research

Kazuhiko Abe

はじめに

ヤングケアラーとは、「家族にケアを要する人がいるために、家事や家族の 世話などを行っている18歳未満の子ども達(澁谷2018:1)」のことである。

高齢者介護や障がい者支援の分野では、以前から一定数の 10 代の子どもが高齢者の介護や障がいがある親の支援を担っていることは、いくつかの報告で分かっていた(例えば、中津ら 2014; 252-253、奥山 2018; 149-151)が、一般に知られることはなかった。しかし最近になってシンポジウムやマスコミ報道等が行われ、注目されるようになった。

筆者は2018(平成30)年度の厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究 事業の一つであった「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」に参加する機 会を得た。その中で知ったヤングケアラーのケアの内容や子どもがケアの担い 手となっている家族背景が、筆者が専門としているネグレクトとの共通点が高 いと感じた。

そのため本研究では、現在までに明らかになっている日本のヤングケアラーの実態を紹介したうえで、ネグレクトなど子どもへの権利侵害との関係を検討したい。

1 ヤングケアラーの定義と範囲

世界で最初にヤングケアラーの問題に取り組んだのはイギリスである。そのイギリスで比較的長期に用いられたヤングケアラーの定義は、「家族メンバーのケアや援助、サポートを行っている(あるいは行うことになっている)18歳未満の子ども。こうした子ども達は恒常的に相当量のケアや重要なケアに携わり、普通は大人がするとされているようなレベルの責任を引き受けている。ケアの受け手は親であることが多いが、時にはきょうだいや祖父母や親戚であることもある。そのようなケアの受け手は、障がいや慢性の病気、精神的問題、ケアやサポートや監督が必要になる他の状況などを抱えている(Becker 2000、『ソーシャルワーク百科事典』:澁谷 2017:2))」である。以上の文章は定義というよりヤングケアラーについての解説のようであるが、その実態や状況が分かりやすい。

一方, イギリスでは 2014 年に「2014 年子どもと家族に関する法律」という日本の児童福祉法のような法律が成立したが, その第 96 条にヤングケアラーについての項目が新たに規定された。その定義ではヤングケアラーとは「他人のためにケアを提供している, または提供しようとしている 18 歳未満の者(ただし, ケアが契約に従って行われる場合, ボランティア活動として行われる場合は除く)(澁谷 2017:3) | と規定された。

日本ではヤングケアラー問題が注目されて日が浅く明確な定義はないが、2010 (平成22) 年に対象の年齢や障がいの有無を問わず、ケアを担っている介護の当事者や支援者の団体として結成された日本ケアラー連盟が2014 (平成26) 年から取り組んでいるヤングケアラープロジェクトが決定した「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面でのサポートを行っている18歳未満の子ども(澁谷2018:24)」が標準的な定義と言えよう。ちなみに日本ケアラー連盟は18歳からおおむね30歳代までのケアラーを「若者ケアラー」として支援の必要性を訴えている。

このように日英両国でヤングケアラーを 18 歳未満としているのは、単に学校での支援の有無など支援者側の理由だけでなく、国連で締結され世界中で批

准されている「子どもの権利条約」が子どもを 18 歳未満と規定し、特に保護 や支援が必要な対象と認識していることも要因の一つと考えられる。

2 日本におけるヤングケアラーの実態

1) ヤングケアラーのケアの内容

ヤングケアラーの状況については、日本ケアラー連盟が作成したヤングケアラー・若者ケアラーのパンフレットが分かりやすい。少し長くなるが、その10 例を紹介する。

- ①障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事 をしている
- ②家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている
- ③ 障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている
- ④目が離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている
- ⑤日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている
- ⑥家計を支えるために労働をして、 障がいや病気のある家族を助けている
- (7)アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題がある家族に対応している
- ⑧がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている
- ⑨障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている
- ⑩障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

2) 医療福祉関係者調查

澁谷は日本ケアラー連盟がヤングケアラー支援プロジェクトを開始した翌年である 2013(平成 25)年に、東京近郊の病院で働く医療ソーシャルワーカー(以下「MSW」とする)が参加する協会の会員を対象に、ヤングケアラーへの認知やヤングケアラーの実態、支援策等を明らかにするために調査(澁谷 2015:以下「MSW 調査」とする)を行った。

①対象と回答者

東京都医療社会事業協会の会員全員である859人に対して郵送による自記式

調査を行い 402 人(46.8%)の回答があった。

②ヤングケアラーの認知

医療機関で多くの家族の家庭状況を知る立場にある MSW を対象にした調査であったが、「ヤングケアラー」という言葉を回答者 402 人中 118 人 (29.4%)が知っており、言葉を知らなくても「ヤングケアラーを疑う子がいた」人は142 人 (35.3%)であった。

③ケアの内容

調査の内容は、イギリスで行われているヤングケアラーについての全国調査の6項目を提示して行われた。なお、「病院付添」以外の項目は、親や子どもから聞き取った情報と思われる。

その結果は(表1)のように「家の中の家事」が一番多く、次いで「きょうだいの世話」、「情緒的サポート」の順であった。

(表 1) ケアの内容 (複数回答)	()	内は割合
家の中の家事			99 (69.7)
きょうだいの世話			65(45.8)
情緒面のサポート			63 (44.4)
一般的ケア			61 (43.0)
病院付添,通訳等			52 (36.6)
身辺ケア			36(25.4)
計			142 (100)
(注) 澁谷(2015;73) より編纂			

④ケアを担うようになった理由

子どもがケアを担うようになった理由を自由記述で尋ね、その内容を分類したため重複回答となっている。なお調査対象が MSW であるため、(表 2) のように親の病気等が多く、家庭状況やケアの実態については親や子どもからの情報と思われる。

	N = 134 (100)
親の病気や入院、障がい、精神疾患	85 (63.4)
ひとり親家庭	39(29.1)
その子以外にケアする人がいない	22 (16.4)
親が仕事で介護に十分にかかわれない	13(9.7)
きょうだいが多い、幼い	10(7.5)
祖父母の病気や入院	7(5.2)
子どもが自発的に	6(4.5)
親が外国籍で日本語が苦手	4(3.0)
親がネグレクト状態	4(3.0)

(表2) 子どもがケアをすることになった理由(自由回答より抽出)

(注) 澁谷(2015;73-74より編纂)

3) 教員調査

日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクトでは2015 (平成27) 年に新 潟県南魚沼市で、2017 (平成29) 年には神奈川県藤沢市で教員を対象にヤン グケアラーの実態調査 (以下「教員調査」とする) を実施した。その結果から ヤングケアラーの実態の一部を紹介する。

①対象と回答数

どちらの調査も市内の全小中学校と特別支援学校の教員全員を対象にしている。どちらの調査も(表3)のように、約60%の回答率であった。

(表3)調査時期,対象,回答

対象	回答者
446 (100%)	271 (60.8%)
1,812 (100%)	1,098 (60.6%)
	446 (100%)

(注) 日本ケアラー連盟 (2015:3, 2017:4-5) を編纂

②認識と認知

両市教員の認識については(表4)の通りであるが、2年間で教員の間でヤングケアラーの認識が広がったと同時に、認識の広がりが該当する子どもの発見にもつながっていることが伺われる。

(表	4)	認識し	と認	和	

	回答者	「ヤングケアラー」 という言葉を聞い たことがある	現在または過去に ヤングケアラーを 疑う子どもがいた
南魚沼市 (2015年)	271 (100%)	69 (25.5%)	68 (25.1%)
藤沢市 (2017年)	1,098 (100%)	448 (40.8%)	534 (48.6%)

⁽注) 日本ケアラー連盟 (2015; 3-4, 2017; 5-6) を編纂

③年齢と性別

(表 5) のように、教師がヤングケアラーを疑う子どもの数は学年の上昇に伴って増え、女子の割合がおおむね男子を上回り、全体としては 6 割以上が女子という傾向は両市で大きな差はなかった。

(表5) 学年と性別() 内は割合

		南魚沼	市		藤沢市		
	男子	女子	小計	男子	女子	小計	合計
小1	0	0	0(0)	6	6	12(2.4)	12(2.1)
小2	0	3	3(4.6)	7	15	22(4.4)	25(4.5)
小3	0	4	4(6.2)	7	13	20(4.0)	24(4.3)
小 4	4	6	10(15.4)	15	33	48(9.7)	58(10.3)
小 5	2	4	6(9.2)	20	30	50(10.1)	56(10.0)
小 6	3	9	12(18.5)	31	53	84 (16.9)	96(17.1)
中 1	2	5	7(10.8)	30	49	79 (15.9)	86 (15.3)
中 2	5	6	11(16.9)	38	58	96 (19.4)	107(19.1)
中 3	5	2	7(10.8)	35	44	79 (15.9)	86 (15.3)
不明	2	3	5(7.7)	2	4	6(1.2)	11(2.0)
———— 計	23	42	65 (100)	191	305	496 (100)	561 (100)
ji l	(35.4)	(64.6)	(100)	(38.5)	(61.5)	(100)	201 (100)
(**)		a bi baba /					

⁽注) 日本ケアラー連盟 (2015; 5, 2017; 7) を編纂

④ケアをしている相手

ケアをしている対象は(表 6)のように両市とも順位は同じで、多い順に、 ①きょうだい、②母親、③父親、④祖母であった。

南魚沼市	藤沢市	計
22 (33.8)	212 (41.7)	234 (40.8)
10(15.4)	50(9.8)	60 (10.5)
26(40.0)	239 (47.0)	265 (46.2)
7(10.8)	15(3.0)	22(3.8)
2(3.1)	9(1.8)	11(1.9)
4(6.2)	18(3.5)	22(3.8)
1(1.5)	24(4.7)	15(4.4)
65 (100)	508 (100)	573 (100)
	22(33.8) 10(15.4) 26(40.0) 7(10.8) 2(3.1) 4(6.2) 1(1.5)	22(33.8) 212(41.7) 10(15.4) 50(9.8) 26(40.0) 239(47.0) 7(10.8) 15(3.0) 2(3.1) 9(1.8) 4(6.2) 18(3.5) 1(1.5) 24(4.7)

(表 6) ケアの対象(複数回答) () 内は割合

⑤家族構成

家族構成は(表7)のように両市で大きな差がみられた。南魚沼市では祖父母との同居は合計で27.6%に対し、藤沢市では9.7%と大幅に少なかった。一方、ひとり親のみの養育は、南魚沼市では32.3%に対し藤沢市では44.9%と、12ポイント以上の差がみられた。なお藤沢市はひとり親について、さらに母子家庭と父子家庭を分けている。

(表 7)	宏佐楼代	()内は割合
(1X 1)	家族構成	

(20.7 20.000113.00 (7	1 3,0 11 11				
	南魚沼市		藤沢市	小計	合計
ひとり親と子ども	21 (32.3)	母親と子ども	203	228(44.9)	249 (43.5)
		父親と子ども	25	Ì	
ひとり親と子どもと祖父母	11 (16.9)	母と子と祖父母	22	28(5.5)	39(6.8)
		父と子と祖父母	6	}	
二人親と子ども	18(27.7)		178 (35.0)		196 (34.2)
二人親と子どもと祖父母	6(9.2)		14(2.8)		20(3.5)
祖父母と子ども	1(1.5)		3(0.6)		4(0.7)
その他	4(6.2)		25(4.9)		29(5.1)
不明	4(6.2)		22(4.3)		26(4.5)
未記入	0		10(2.0)		10(1.7)
計	65 (100)		508 (100)		573 (100)

⁽注) 日本ケアラー連盟 (2015;5, 2017;9) より編纂

⑥担っているケアの内容

家族構成の違いほどケアの差は感じられないが、(表 8) のように、祖父母同居の多い南魚沼市は身体介護が3.6 ポイント多く、ひとり親の多い藤沢市で

⁽注) 日本ケアラー連盟 (2015;5, 2017;8) を編纂

はきょうだいの世話や家庭管理が多かった。

(衣の) ケナリハム(後女)川合) し ハス・デュ	(表 8)	ケアの内容	(複数回答)	()	内は割合
---------------------------	-------	-------	--------	---	---	------

	南魚沼市	藤沢市	合計
家事(料理,掃除,洗濯など)	35 (53.8)	275 (54.6)	310 (54.5)
きょうだいの世話	31(47.7)	268 (53.2)	299 (52.5)
身辺の世話(食事,移動介助等)	11 (16.9)	83 (16.5)	94 (16.5)
感情面のサポート	11(16.9)	67 (13.3)	78(13.7)
家庭管理(買い物,家の修理など)	6(9.2)	99 (19.6)	105 (18.5)
身体介助(入浴、排せつ介助等)	4(6.2)	13(2.6)	17(3.0)
病院付添,通訳等	3(4.6)	30(6.0)	33 (5.8)
医療管理 (服薬監理等)	1(1.5)	5(1.0)	6(1.1)
その他	5(7.7)	33 (6.5)	38(6.7)
不明	5(7.7)	28(5.6)	33 (5.8)
計	65 (100)	504 (100)	569 (100)

(注) 日本ケアラー連盟 (2015; 6, 2017; 10) より編纂

⑦学校生活への影響

(表9) のように両市で順位や割合に若干の差はみられるが、どちらも学校生活に大きな影響がみられた。複数回答であるが、両市とも欠席が半数前後あり、遅刻も約4割みられた。その結果、3~4割が低学力になっている。また不衛生や栄養面での心配など、ネグレクトを疑われる状況も1~2割にみられた。

(表 9) 学校生活への影響(複数回答) () 内は割合

(SCO) TIXE	/H .47 //	V = (15	(30,111)	\ /	1 110 111	-		
		南魚沼市	Ħ		藤	沢市		合計
	小学校	中学校	小計	小学校	中学校	不明	小計	
欠席	13	10	23 (44.2)	118	164	4	286 (56.3)	309 (55.2)
遅刻	8	13	21(40.4)	92	105	4	201 (39.6)	222 (39.6)
宿題してこない	9	9	18(34.6)	78	59	4	141 (27.8)	159(28.4)
低学力	6	9	15(28.8)	93	114	5	212(41.7)	227 (40.5)
友人関係心配	9	4	13 (25.0)	47	35	1	83 (16.3)	96(17.1)
忘れ物多い	8	5	13 (25.0)	85	44	5	134 (26.4)	147 (26.3)
不衛生	6	6	12(23.1)	46	37	3	86 (15.4)	98 (15.0)
早退	4	2	6(11.5)	8	35	0	43(8.5)	49(8.8)
栄養心配	2	4	6(11.5)	39	35	4	78 (15.4)	84 (15.0)
部活できない	2	4	6(11.5)	3	55	2	60(11.8)	66(11.8)
その他	2	5	7(13.5)	25	20	1	46(9.1)	53(9.5)
影響なし				27	25	1	53 (10.4)	53(9.5)
計	27	25	52 (100)	241	256	11	508 (100)	560 (100)
(1) - 1 - 1 - 1 - 1	- N-1- 1111				A-A		,	

(注) 日本ケアラー連盟 (2015;11, 2017;14) より編纂

4) 中学担任調査

北山らは2011年に2つの中核市(人口約27万人と約20万人)のすべての中学校と特別支援学校中学部のクラス担任を対象にヤングケアラーの実態解明のための調査(以下「中学担任調査」とする)を行った。

①対象と回答

両市内の全中学校と特別支援学校中等部の39校中18校(46.1%)から回答があった。これは495クラス中172クラスであったが、有効回答は全体の28.9%にあたる143クラスからであった。その143クラスに在籍している4,420人のうちヤングケアラーを疑われる子どもは52人で対象児童数の1.2%に当たるが、クラス数からすると、おおむね3クラスに1人の割合であった。

なお本調査では質問において「ヤングケアラー」という用語は用いず「過剰な家庭内役割で家庭生活や学校生活に大きな影響を受けている生徒」を調査対象にした。その結果、ヤングケアラーを疑われる子どもの数が少なくなった可能性もある。

②家庭内の役割

ヤングケアラーの家庭内での役割についてイギリスの先行調査から項目を抽出し、「クラス内にいる人数」を集計した。その結果、(表 10) のように「きょうだいの世話」と「家事全般」が7割以上で行なわれていた。

/± 40\	家庭内の役割	/=+ \I/ I	*k ~ # =L\
(35 1())	※ [] [[[[]] [] []		、第V(/)里==T)

	N = 52 (100)
きょうだいの世話	40 (76.9)
家事全般	38(73.1)
通訳	13 (25.0)
身辺介助	4(7.7)
移動介助	4(7.7)
金銭管理	0
薬の管理	0
(33.) H. I. S. (no	

(注) 北山ら (2015; 27) を編纂

③学校生活上の問題

(表 11) は家庭内の役割と同様に、項目に該当する人数を集計した数であるが、宿題や書類等の「忘れ物」がヤングケアラーを疑われる子どもの 4 割以上にみられた。

なお, (表 9) で遅刻と並んで多かった「欠席」が学校生活上の課題として 見られないが、選択肢に入っていたかどうかは不明である。

(表 11) 学校生活上の課題 (該当人数の集計)

	N = 52 (100)
宿題などの忘れ物多い	23 (44.2)
書類などの忘れ物多い	22(42.3)
部活に入っていない	17(32.7)
友人関係薄い	14 (26.9)
遅刻・早退が多い	13 (25.0)
病気以外の欠席	12(23.1)
弁当持参しない	12(23.1)
身だしなみ	11 (21.2)
集中力を欠く	11 (21.2)

(注) 北山ら (2015; 27) を編纂

④ヤングケアラーを疑われる子どもの家庭背景

ヤングケアラーを疑われる子どもについて詳細に聞いた項目のうち、家庭状況は「ひとり親家庭」の割合が高かった。(表 7)の教員調査と同じ傾向であったが、サンプル数が少ないため参考情報と考えたい。

(表 12) 家庭背景

(20.12) 20.02 13.00	
	N = 37 (100)
ひとり親家庭	16(43.2)
保護者が外国籍	4(10.8)
留守にしがち	4(10.8)
障がい児者がいる	3(8.1)
長期入院者がいる	1(2.7)
その他	11 (29.7)

(注) 北山ら (2015;28)

5) 高校生への調査

濱島らは2016年に大阪府内の公立高校の協力を得て、高校生自身へのアンケート調査を実施した(以下「高校生調査」とする)。直接子どもを対象にヤングケアラーの実態を調査した初めての試みである。

①回答と出現率

アンケート調査を行った 5,246 人の高校生のうち、同居・別居を合わせ、高校生自身が家族のケアを行っているのは 325 人 (6.2%) であった。これはおおむね 16 人に一人の割合である。

②ケア対象者の状況

ケアを行っている対象者別の状況が(表 13)であるが、どの対象についても身体障害や身体機能の低下がおおむね 4 割あった。病気は父親をケアしている場合に 91.7% みられ、認知症は祖父母が中心であった。なおケアの対象が弟妹だけで、状況も「幼いため世話が必要」のみを記載した高校生が 53 人(全体の 1.0%)いた。

(表 13) ケアの対象者とその状態(複数回答.())内は割合)

		身体障がい等	病気	まだ幼い	認知症	知的障がい	精神障がい等
総数	252 (100)	78(31.0)	67 (26.6)	61 (24.2)	29(11.5)	24 (9.5)	21(8.3)
祖父	27(100)	12(44.4)	12 (44.4)	0	5 (18.5)	0	2(7.4)
祖母	86 (100)	37 (43.0)	28(32.6)	0	22(25.6)	3(3.5)	5(5.8)
父親	12(100)	5(41.7)	11(91.7)	0	0	0	0
母親	34(100)	6(17.6)	13 (38.2)	0	1(2.9)	0	8(23.5)
兄・姉	8(100)	4(50.0)	0	0	0	5 (62.5)	1(12.5)
弟・妹	75(100)	10(13.3)	2(2.7)	58(77.3)	0	14(18.7)	4(5.3)
その他	10(100)	4 (40.0)	1(10.0)	3(30.0)	1(10.0)	2(20.0)	1(10.0)

(注:濱島ら2018;25を編纂)

③対象別ケアの内容

高校生が行っているケアの内容は、全体として家事が一番多く、特に両親を対象に行っている場合は75%以上であった。また年齢的にも体力を必要とする力仕事や外出時の介護、身体介助の割合も高かった。

		家事	力仕事	外出時の介 助等	感情面サポート	見舞い	身体介助
総数	203 (100)	85 (41.9)	78 (38.4)	66 (32.5)	52 (25.6)	48 (23.6)	38(18.7)
祖父	29(100)	9(31.0)	8(27.6)	9(31.0)	8(27.6)	9(31.0)	5(17.2)
祖母	90 (100)	32 (35.6)	42 (46.7)	29(32.2)	16(17.8)	29(32.2)	16(17.8)
父親	12(100)	9 (75.0)	4(33.3)	5(41.7)	2(16.7)	2(16.7)	3(25.0)
母親	33 (100)	25 (75.8)	15 (45.5)	6(18.2)	10(30.3)	3(9.1)	3(9.1)
兄・姉	8(100)	2(25.0)	3(37.5)	4(50.0)	4 (50.0)	0	2(25.0)
弟・妹	22(100)	7(31.8)	6(27.3)	10 (45.5)	10 (45.5)	3(13.6)	8(36.4)
その他	9(100)	1(11.1)	0	3(33.3)	2(22.2)	2(22.2)	1(11.1)
		'	'	'			<u> </u>

(表 14) ケアの対象者別ケアの内容(複数回答, () 内は割合)

(注:濱島ら2018;26を編纂)

6) 要保護児童対策地域協議会の個別事例調査

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(以下「MURC」とする)は厚生労働省の「平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業」を受託し、ヤングケアラーの実態調査を行った。その研究はいくつかに分かれているが、地方自治体の要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」とする)を対象にした調査(以下「要対協調査」とする)のうち、個別事例に関する部分を紹介する。

なお有効回答は全市町村 1,741 団体中 849 で回答率は 48.8% である。また要 対協でヤングケアラーを疑われる個別事例は 906 例が集まった。

①年齢区分

要対協でヤングケアラーを疑う事例は中学生が一番多く4割を超えたが、就 学前の子どもがいることも判明した。

(表 15) 回答者の年齢区分

	人数(割合)
就学前	12(1.3)
小学生	301 (33.2)
中学生	391 (43.2)
高校生	141 (15.6)
その他	59(6.5)
無回答	2(0.2)
合計	906 (100)

(注:MURC2019;22を編纂)

②家族構成

家族構成は(表 16)のように、ひとり親家庭が48.6%で最も多く、「その他」 を除いで、おとなが2人以上いる家庭は38.1%であった。

(表 16) 家族構成

	人数 (割合)
夫婦・パートナーと子ども	333 (36.8)
三世代	12(1.3)
ひとり親と子ども	440 (48.6)
その他	119(13.1)
不明	2(0.2)
合計	906(100)

(注: MURC2019; 22 を編纂)

③登録の種類

ヤングケアラーを疑われる子ども達が要対協で、どのような種類として登録 されているかをみると、複数回答であるが、ネグレクトが約半数であった。ま た把握されているヤングケアラーの80.9%は「虐待」であった。

なお「その他」は非行等、虐待や要支援ではない相談種別で登録されていた と思われる。

(表 17) 登録の種類(複数回答)

	人数 (割合)
虐待(ネグレクト)	456 (50.3)
虐待 (心理)	149 (16.4)
虐待 (身体)	117 (12.9)
虐待 (性)	12(1.3)
要支援	179 (19.8)
特定妊婦	10(1.1)
その他	93 (10.3)
無回答	4(0.4)
合計	906 (100)

(注: MURC2019; 23 を編纂)

④発見者

ヤングケアラーを疑われる子どもが要対協に登録されるきっかけとなった発見者は学校が一番多かった。なお「自治体のCW」とは、生活保護のケースワーカーと思われ、家庭訪問の際に発見したと推察される。

(表 18)	発見者	(複数回答)

人数 (割合)
358 (39.5)
100(11.0)
76(8.4)
34(3.8)
7(0.8)
330 (36.4)
31(3.4)
906 (100)

(注: MURC2019; 28 を編纂)

⑤ケアの対象

ヤングケアラーを疑われる子ども達がケアをしている対象と、その対象者の 属性を複数回答で聞いた。対象は(表 19)の人数の部分の縦の割合で、きょ うだいが 72.6% あり、母親も 46.9% であった。一方、祖父母は合計で 5.3% であっ た。

横計でみる属性では、きょうだいは「幼い」が 60.6% であったが、母親は 51.8% が精神障害であった。一方、祖父母はどちらも 4 割以上が「要介護・要 支援」であり、対象によりケアを必要とする属性の差が明らかになった。

(表 19) ケアの対象者とその状態(複数回答)

	人数 (割合)	要介護・ 要支援	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	依存症	幼い	その他	無回答
母親	425 (100) (46.9)	13 (3.1)	19(4.5)	42 (9.9)	220 (51.8)	25 (5.9)	44 (10.4)	14(3.3)	77 (18.1)	68 (16.0)
父親	113 (100) (12.5)	5(4.4)	13 (11.5)	5(4.4)	21 (18.6)	4(3.5)	24 (21.2)	2(1.8)	19 (16.8)	32 (28.3)
きょうだい	654 (100) (72.6)	5(0.8)	23 (3.5)	71 (10.8)	8(1.2)	71 (10.9)	1(0.2)	396 (60.6)	20(3.0)	149 (22.8)
祖母	33 (100) (3.5)	15 (45.5)	4(12.1)	3(9.1)	3(9.1)	0	2(6.1)	0	4(12.1)	6(18.2)
祖父	16(100) (1.8)	7 (43.8)	3(18.8)	0	0	0	1(6.3)	0	5(31.3)	2(12.5)
その他	38(100) (4.2)	4(10.5)	3(7.9)	0	2(5.3)	0	2(5.3)	16(42.1)	2(5.3)	13 (34.2)
無回答	9 (1.0)									
合計	906 (100) (100)									

(注: MURC34~35を編纂)

⑥学校生活への影響

要対協の登録事例のうちヤングケアラーを疑われる子ども達への学校生活への影響は、「支障がみられない」が 28.7% にあったが、逆に 7 割近い子どもには学校生活に支障があると推察される。特に「学校を休みがち」は 31.2% に見られた。

なお「学校生活に支障がみられない」のに要対協が状況を把握しているのは、 家庭内での状況が子どもの生活に不適切であったり、心配な状況であることが 推察される。

(表 20) 学校生活への影響(複数回答)

	人数 (割合)
支障はみられない	260 (28.7)
学校に行っているが学力不振	111 (12.3)
学校に行っているが遅刻が多い	108(11.9)
学校に行っているが忘れ物多い	91 (10.0)
学校に行っているが友人関係不良	60 (6.6)
学校に行っているが部活ができない	41(4.5)
学校を休みがち	283 (31.2)
その他	123 (13.6)
無回答	24(2.6)
合計	906 (100)

(注; MURC2019; 25 を編纂)

⑦子ども自身の認識

ヤングケアラーを疑われる子ども達のうち、子ども自身が自分をヤングケアラーと認識しているのは11.8%であり、一方、41.1%の子ども達の認識は「分からない」、つまり要対協では子どもの認識を把握していないことが判明した。

(表 21) 子どもの認識

(21 = 1)	
	人数 (割合)
- 子ども自身が「ヤングケアラー」と認識	107 (11.8)
「ヤングケアラー」と認識していない	403 (44.5)
分からない	372 (41.1)
その他	16(1.8)
無回答	8(0.9)
合計	906 (100)

(注: MURC2019: 33 を編纂)

3 ネグレクト事例の再分析

1)課題の所在

これまで見てきたように、日本でもかなり広くヤングケアラーが存在しており、家庭生活や学校で課題を抱えていることが分かっている。その中で(表 9)の教員調査では南魚沼市では全体の 44.2% で、藤沢市では全体の 56.3% に「欠席」がみられ、(表 20) の要対協調査では「休みがち」が 31.2% にみられ、それぞれの表で一番多い割合であり、「学校を休みがち」はヤングケアラーの大きな課題であることが示された。またケアの内容としての「きょうだいの世話」は、(表 1) の MSW 調査で 45.8%、(表 8) の教員調査で南魚沼市では 47.7%、藤沢市で 53.2%、(表 10) の中学担任調査で 76.9%、(表 13) の高校生調査で弟・妹には 77.3%、(表 19) の要対協調査では 72.6% と、どの調査でもおおむね一番高い割合であった。さらに(表 17) の要対協調査では「虐待(ネグレクト)」と分類される子どもが 50.3% で一番多かった。

そのため、「虐待 (ネグレクト)」として登録された事例のうち、「学校を休みがち」や「下の子の面倒をみる」の課題を有する子どもは、ヤングケアラーの可能性は高いと思われる。

一方,これまで見てきたヤングケアラーに関するデータはすべて「ヤングケアラー」を疑われた事例に関する属性であり、ネグレクトの中でのヤングケアラーの位置付けや属性の解明は十分でない。

2)目的

市区町村でネグレクトと分類された事例のうち「学校を休みがち」と「下の子の面倒をみる」の属性からヤングケアラーの実態についてソーシャルワークの視点から検討し、ヤングケアラーとネグレクトの関係について解明する。

3) 方法

筆者が過去に収集した市区町村で把握されたネグレクト事例(安部;2011;以下「ネグレクト調査」とする)のデータを再分析することにより行う。

この研究は2010 (平成22) 年当時の全国すべての市区町村の「子ども家庭

相談担当課」宛に、その市区町村の「虐待相談受理簿」か「要保護児童対策地域協議会管理台帳」の中で、ネグレクトと分類された事例についてランダムに最大10ケース選んで調査票に記入していただいた事例を対象に行った。回答は市区町村の職員が直接または選択肢から該当する項目を選んで記入をお願いした。

ところで、この調査はいくつかの制約がある。まず研究対象である「市区町村でネグレクトとして対応した事例」であるが、各市町村がどのような基準で「ネグレクト」と判断したかは問うていない。つまり対象事例が厳密に「ネグレクトである」という保証はない。次に、選択肢で準備した「下の子の面倒をみる」や「不登校」など、すべての項目でその選択基準を示していない。そのため選択された項目は記入者の主観や把握している情報に任されており、厳密性に欠ける。

なお倫理的配慮としては、調査に際しては研究趣旨と同時に守秘義務や情報管理などを説明した依頼文を同封して送付した。調査への同意書は取っていないが、市区町村からの回答をもって同意したとみなした。調査の回答は市区町村職員に依頼し、回答に際しては自治体名も不要としたため、個人を特定できる情報はない。さらに研究に当たってはすべて統計的に処理した。またこの研究は、2010(平成22)年9月9日に日本社会事業大学倫理委員会の承認(受付番号10-04002)を得て実施した。

4) 結果

①回答とサンプル数

調査票は 2010 (平成 22) 年当時の全市区町村である 1,901 市区町村に配布 した。その結果、全体の 24.6% にあたる 467 市区町村から 2,870 ケースのネグ レクト事例が集まった。このうち、乳幼児のヤングケアラーは例外的と思われ るため、6 歳以上の 1,681 ケースを今回の分析対象とする。

なお「下の子の面倒をみる」と「不登校」の相関係数は 0.068 で, 0.1% 未満で統計的には有意であったが、係数の値から「相関はない」と判断する。

②年齢と出現率

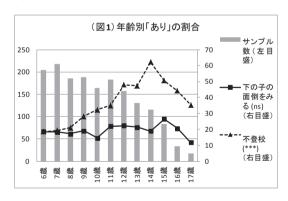
6歳以上の市町村で対応したネグレクト事例の年齢ごとの人数と、その年齢での「不登校」と「下の子の面倒をみる」が「ある」と記載された子どもの割合を示した。なお年齢は2010年9月現在であるため、学年とは一致しない。

その結果、(表 22) のように、「不登校」では年齢により出現率は統計的に 有意であり、14歳では 62.1% にみられたが、「下の子の面倒をみる」は年齢に よる統計的な差はなかった。

(表 22)	年齢別	「あり」	の割合	()	内は割合

年齢	計	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11 歳
人数	1,681 (100)	204 (100)	218(100)	186 (100)	188 (100)	164 (100)	183 (100)
下の子の面倒をみる(ns)	326 (19.4)	38 (18.6)	40 (18.3)	32 (17.2)	36(19.1)	24 (14.6)	40 (21.9)
不登校 (***)	561 (33.4)	38(18.6)	42 (19.3)	39(21.0)	53 (28.2)	53 (32.3)	64 (35.0)
年齢	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	
人数	157 (100)	131 (100)	116(100)	83 (100)	34 (100)	17(100)	
下の子の面倒をみる(ns)	35(22.3)	28(21.4)	22 (19.0)	22 (26.5)	7(20.6)	2(11.8)	
不登校 (***)	75 (47.8)	62(47.3)	72 (62.1)	42 (50.6)	15(44.1)	6(35.3)	
(3): = 4 ==.							

(注:***:P<.001)



③家族構成

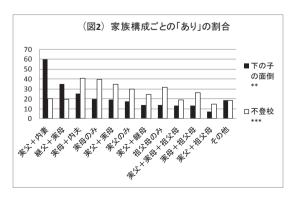
「下の子の面倒をみる」では家族構成全体では統計的に有意な差がみられたが、調整済み残差で±1.98以上の統計的に有意な項目で「ある」の割合が多いのは「継父+実母」と「実父+内妻」であった。なお実母のみも実父のみのひとり親で「下の子の面倒をみる」の「あり」と「なし」に統計的な有意差はみられなかった。

一方「不登校」は、実母のみで「不登校あり」の割合が高かったが、三世代 家族や「継父+実母」、「実父+祖父母」では、その割合が統計的に有意に少な かった。

(2017)》《呼触》》加一0011(71型)	(表 23)	家族構成別	「あり」の割合	() 内は	割合. 下段は調	製容み残差
-------------------------	--------	-------	---------	--------	----------	-------

	人数	下の子の面倒	**	不登校 ***	
		なし	あり	なし	あり
実母のみ	668 (100)	537 (80.4)	131 (19.6)	405 (60.6)	263 (39.4)
天母のみ	(40.1)	-0.3	0.3	-4.3	4.3
実父+実母	395 (100)	318 (80.5)	77 (19.5)	258 (65.3)	137 (34.7)
大人「大母	(25.7)	-0.1	0.1	-0.7	0.7
実母+祖父母	138(100)	122 (86.8)	16(13.2)	112(73.9)	26(26.1)
天母工伍人母	(8.3)	2.4	-2.4	1.9	- 1.9
実父のみ	129(100)	107 (82.9)	22(17.1)	91 (70.5)	38(29.5)
美文のみ	(7.7)	0.7	-0.7	1.0	-1.0
継父+実母	88 (100)	57 (64.8)	31 (35.2)	71 (80.7)	17(19.3)
性人「大豆	(5.3)	-3.9	3.9	2.9	-2.9
実母+内夫	64 (100)	48 (75.0)	16(25.0)	38 (59.4)	26(40.6)
	(3.8)	-1.2	1.2	-1.3	1.3
実父+実母+祖父母	53 (100)	46 (86.8)	7(13.2)	43 (81.1)	10(18.9)
	(3.2)	1.1	-1.1	2.3	-2.3
宇 公工姚丹	29(100)	25 (86.2)	4(13.8)	22(75.9)	7(24.1)
実父+継母	(1.7)	0.8	-0.8	1.1	- 1.1
実父+祖父母	27(100)	25 (92.6)	2(7.4)	23 (85.2)	4(14.8)
夫人 + 忸人母	(1.6)	1.6	-1.6	2.1	-2.1
祖父母のみ	22(100)	19 (86.4)	3(13.6)	15 (68.2)	7(31.8)
祖又母のみ	(1.3)	0.7	-0.7	0.1	-0.1
タル・カ 事	5(100)	2(40.0)	3(60.0)	4(80.0)	1(20.0)
実父+内妻	(0.3)	-2.3	2.3	0.6	-0.6
その他	49(100)	40(81.6)	9(18.4)	40 (81.6)	9(18.4)
	(2.9)				
計	1,667 (100)	1,341 (80.4)		1,106 (66.3)	561 (33.7)

(注: ** < .01, *** < .001, 網掛け枠は調整済み残差が 1.98 以上)



④きょうだいの数

市町村が対応したネグレクト事例において、「不登校」はきょうだいの数に 5% タイル以下の統計的な有意差はみられなかった。一方、「下の子の面倒を みる」では 0.1% 未満の有意差がみられ、調整済み残差から(表 24)のように、 きょうだいの数が多くなるほど、その割合が増えていた。

(表 24) きょうだいの数 () 内は割合、下段は調整済み残差の値

		計	0人	1人	2 人	3人
下の子の面倒みる	なし	1,346 (80.5)	236 (99.2) 7.8	367 (88.6) 4.8	350 (82.7) 1.3	230 (72.8) - 3.8
	あり	326 (19.5)	2(0.8) -7.8	47(11.4) -4.8	73 (17.3) - 1.3	86 (27.2) 3.8
計		1,672 (100)	238(100)	414 (100)	423 (100)	316(100)
		4 人	5人	6人	7人	8 人以上
下の子の面倒みる	なし	107 (63.3) - 5.9	30 (60.0) -3.7	20 (54.1) -4.1	4 (25.0) -5.6	2 (22.2)
	あり	62 (36.7) 5.9	20 (40.0) 3.7	17 (45.9) 4.1	12 (75.0) 5.6	7 (77.8)
計		169 (100)	50 (100)	37 (100)	16 (100)	9 (100)

⁽注:P < .001, 網掛け枠は調整済み残差が1.98以上)

⑤発見者

ネグレクト事例の発見者別の子どもの状態では、(表 25) のように、「下の子の面倒をみる」では 5% タイルでの統計的な差はみられなかった。一方「不登校」では 0.1% 未満の項目での有意差があり、小学校、中学校からの通告に占める「不登校」の割合が高かった。なお (表 25) は通告者の一部のみ掲載しているが、「その他」は多い順で児童委員 99 ケース、保護者自身 64 ケース、転入 38 ケースなどであったが、「不登校」で調整済み残差が統計的に有意となる ± 1.98 を超えるものはなかった。

		下の子の面倒	削みる (ns)	不登村	校 ***	
	計	なし	あり	なし	あり	
保育所	122 (100) (7.5)	89 (73.0)	33 (27.0)	86 (70.5) 1.0	36 (29.5) - 1.0	
小学校	520 (100) (31.8)	422 (81.2)	98 (18.8)	328 (63.1) - 2.0	192 (36.9) 2.0	
中学校	147 (100) (9.0)	116 (78.9)	31 (21.1)	56(38.1) -7.6	91 (61.9) 7.6	
保健師	104 (100) (6.4)	79 (76.0)	25 (24.0)	80 (76.9) 2.3	24 (23.1) - 2.3	
近隣	195 (100) (11.9)	149 (76.4)	46 (23.6)	157 (80.5) 4.4	38 (19.5) - 4.4	
その他	575 (34.6)					
計	1,663 (100) (100)	1,339 (80.5)	324 (19.5)	1,106 (66.5)	557 (33.5)	

(表25)発見者()内は割合,下段は調整済み残差の値

(注:***;P<.01, 網掛け枠は調整済み残差が1.98以上)

⑥子どもの状態

(表 26) のように、ネグレクト家庭で「下の子の面倒をみる」が「ある」子 どもは「ない」子どもより、「怠学」や「不登校」の割合が統計的に有意に高かっ た。しかもそれ以外に、「夜間保護者不在」や「子どもへの暴言」など、多く の課題を抱えている割合が高いことも判明した。

一方,「不登校」が「ある」子どもは「ない」子どもより,「怠学」や「家の中で動物を飼う」などが統計的に有意に多かったが,反面,「家で食事がない」や「子どもの不潔」,「子どもへの暴言」などの割合は少なかった。

(表26)子	そども	の状態で	で有意差	がある	もの(()内(は割合			
			怠学 ***	k	不登校:	k sk	夜間保護	者不在 ***	健診未受	受診 ***
		計	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
下の子の	なし	1,355	1,200	155	924	431	1,046	309	1,300	55
面倒みる	なし	(100)	(88.6)	(11.4)	(68.2)	(31.8)	(77.2)	(22.8)	(95.9)	(4.1)
	あり	326	264	62	196	130	197	129	285	41
		(100)	(81.0)	(19.0)	(60.1)	(39.9)	(60.4)	(39.6)	(87.4)	(12.6)
計		1,681 (100)	1,464 (87.1)	217 (12.9)	1,120 (66.6)	561 (33.4)	1,243 (73.9)	438 (26.1)	1,585 (94.3)	96 (5.7)
		(100)	(07.1)	(12.3)	(00.0)	(55.4)	(13.3)	(20.1)	(34.3)	(0.1)
			子への暴言 ***		子へ σ	暴力 **	家の不満	IJ **	家で食事	事ない*
		計	なし	あり	なし		なし		なし	あり
下の子の	<i>t</i> , 1	1,355	1,154	201	1,154	201	1,005	350	964	391
面倒みる	なし	(100)	(85.2)	(14.8)	(85.2)	(14.8)	(74.2)	(25.8)	(71.1)	(28.9)
	あり	326	247	79	247	79	213	113	211	115
	ω, ,	(100)	(75.8)	(24.2)	(75.8)	(24.2)	(65.3)	(34.7)	(64.7)	(35.3)
計		1,681 (100)	1,401	280	1,401	280	1,218	463 (27.5)	1,175	506
		(100)	(83.3)	(16.7)	(83.3)	(16.7)	(72.5)	(21.3)	(69.9)	(30.1)
			家で食事	ない***	总学 **		子の不潔 **		家内動物	 物飼育 **
		計	なし	あり	なし	あり	なし		なし	
不登校	なし	1,120	732	388	996	124	671	449	1,027	93
小豆伙	なし	(100)	(65.4)	(34.6)	(88.9)	(11.1)	(60.1)	(40.9)	(91.7)	(8.3)
	あり	561	433	118	468	93	393	168	484	77
		(100)	(79.0)	(21.0)	(83.4)	(16.6)	(70.1)	(29.9)	(86.3)	(13.7)
計		1,681 (100)	1,175 (69.9)	506 (30.1)	1,464 (87.1)	217 (12.9)	1,064 (63.3)	617 (36.7)	1,511 (89.9)	170 (10.1)
		(100)	(09.9)	(50.1)	(07.1)	(12.9)	(03.3)	(30.7)	(69.9)	(10.1)
			& 法の!	 異れ **	子への	暴力 **	子への髪	星	ゴミ屋東	W *
		計	なし	あり	なし	あり	なし	あり	コト圧がなし	あり
		1,120	798	322	983	137	918	202	876	244
不登校	なし	(100)	(71.3)	(28.7)	(87.8)	(12.2)	(82.0)	(18.0)	(78.2)	(21.8)
	あり	561	439	122	516	45	483	78	411	150
	α) ')	(100)	(78.3)	(21.7)	(92.0)	(8.0)	(86.1)	(13.9)	(73.3)	(26.7)

(100)(注::*:P<.05,**:P<.01, ***:P<.001)

1,237

(73.6)

1,681

⑦家庭の状況

ネグレクト家庭で「下の子の面倒をみる」ことの「ある」子ども達の家庭状 況は「ない」子どもに比べて(表27)のように、「疑いを含む借金」や「貧困」 などの経済的課題だけでなく、「援助拒否」や「近隣トラブル」などの社会的 孤立.「世代間連鎖」などの課題を抱えている割合が統計的に有意に多いこと が分かった。

1,499

(89.2)

444

(26.4)

182

(10.8)

1,401

(83.3)

280

(16.7)

1,287

(100)

394

(23.4)

一方「不登校」の「ある」子どもは「ない」子どもに比べて、保護者の「援助拒否」や「引きこもり」などの対人関係、「疑いを含むうつ」や「疑いを含む精神障がい」、「薬物・アルコール」などのメンタル面、「生活保護」や「借金」、「貧困」などの経済的な課題がみられた。

(表27)家庭状況で有意差があるもの ()内は割合

121-17-2	p	, , , , ,	5,7	0 0	\ /!	3.0 H3 F	•			
			世代間边	車鎖 ***	借金(吳	走)***	貧困 **		援助拒否	5 **
		計	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
下の子の面倒みる	なし	1,355 (100)	1,226 (90.6)	127 (9.4)	1,138 (84.1)	215 (15.9)	921 (68.1)	432 (31.9)	1,189 (87.9)	164 (12.1)
	あり	326 (100)	267 (87.9)	59 (18.1)	238 (73.0)	88 (27.0)	194 (59.5)	132 (40.5)	263 (80.7)	63 (19.3)
計		1,681 (100)	1,493 (88.9)	186 (11.1)	1,376 (82.0)	303 (18.0)	1,115 (66.4)	564 (33.6)	1,452 (86.5)	227 (13.5)

			近隣ト	ラブル *	養育技術不安*		
		計	なし	あり	なし	あり	
下の子の面倒みる	なし	1,355 (100)	1,247 (92.2)	106 (7.8)	888 (65.6)	164 (12.1)	
	あり	326 (100)	286 (87.7)	40 (12.3)	263 (80.7)	63 (19.3)	
計		1,681 (100)	1,533 (91.3)	146 (8.7)	1,452 (86.5)	227 (13.5)	

			援助拒	否 ***	引きこも	5 h ***	うつ (タ	延)***	生活保	護 ***
		計	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
不登校	なし	1,119 (100)	1,007 (90.0)	112 (10.0)	1,070 (95.6)	49 (4.4)	985 (88.0)	134 (12.0)	882 (78.8)	237 (21.2)
	あり	560 (100)	445 (79.5)	115 (20.5)	495 (88.4)	65 (11.6)	456 (81.4)	104 (18.6)	376 (67.1)	184 (32.9)
計		1,679 (100)	1,452 (86.5)	227 (13.5)	1,565 (93.2)	114	1,441 (85.8)	238	1,258 (74.9)	421 (25.1)

			精神障害(疑)**		借金 **		貧困 *		アルコール・薬物*	
		計	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
不登校	なし	1,119 (100)	935 (83.6)	184 (16.4)	939 (83.9)	180 (16.1)	766 (68.5)	353 (31.5)	1,055 (94.3)	64 (5.7)
小豆似	あり	560 (100)	436 (77.9)	124 (22.1)	437 (78.0)	123 (22.0)	349 (62.3)	211 (37.7)	512 (91.4)	48 (8.6)
計		1,679 (100)	1,371 (81.7)	308 (18.3)	1,376 (82.0)	303 (18.0)	1,115 (66.4)	564 (33.6)	1,567 (93.3)	112 (6.7)

⁽注:*:P<.05,**:P<.01, ***:P<.001)

⑧支援状況

市区町村が対応したネグレクト事例に提供されたサービスとの関係をみたのが(表 28)である。

「下の子の面倒をみる」も「不登校」も各々の「ある」子どもは「ない」子 どもより、相談員や保健師などの「訪問」が統計的に有意に多く行われていた。 「生活保護受給」も同様であった。

一方,「不登校」の「ある」子どもは「ない」子どもに比べて,「学童保育」 や「保育所入所」などの昼間の居場所利用が統計的に有意に少なかった。

なお、この再分析は6歳以上を対象にしているため、「保育所入所」とは、 下のきょうだいの利用と思われる。

(表28) 支援サービスで有意差があるもの () 内は割合

			保健師訪問 ***		保育所	保育所入所 ***		相談員訪問*		生 *
		計	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
下の子の 面倒みる	なし	1,275 (100)	1,027 (80.5)	248 (19.5)	1,078 (84.5)	197 (15.5)	719 (56.4)	556 (43.6)	936 (73.4)	339 (26.6)
	あり	318 (100)	211 (66.4)	107 (33.6)	222 (69.8)	96 (30.2)	156 (49.1)	162 (50.9)	213 (67.0)	105 (33.0)
計		1,593 (100)	1,238 (77.7)	355 (22.3)	1,300 (81.6)	293 (18.4)	875 (54.9)	718 (45.1)	1,149 (72.1)	444 (27.9)

			生活保	護 ***	学童保	育 ***	保育所	入所 **	相談員	訪問 **
		計	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
不登校	なし	1,068 (100)	819 (76.7)	249 (23.3)	944 (88.4)	124 (11.6)	850 (79.6)	218 (20.4)	617 (57.8)	451 (42.2)
	あり	525 (100)	330 (62.9)	195 (37.1)	510 (97.1)	15 (2.9)	450 (85.7)	75 (14.3)	258 (49.1)	267 (50.9)
計		1,593 (100)	1,149 (72.1)	444 (27.9)	1,454 (91.3)	139 (8.7)	1,300 (81.6)	293 (18.4)	875 (54.9)	718 (45.1)

		児童委員	員訪問*	病院同	司行 *
		なし	あり	なし	あり
不登校	なし	898 (84.0)	171 (16.0)	1,034 (96.8)	34 (3.2)
	あり	420 (80.0)	105 (20.0)	495 (94.3)	30 (5.7)
計		1,318 (82.7)	276 (17.3)	1,529 (96.0)	64 (4.0)

(注:*:P<.05, **:P<.01, ***:P<.001)

⑨関係機関のかかわり

この調査では個別事例での具体的な支援状況の分析は困難であった。そのため多機関連携による支援状況を、ある程度反映していると推定される個別ケース検討会議の開催回数を分析したのが(表 29)である。

「下の子の面倒をみる」も「不登校」も、その状態にあるネグレクト事例の 方が、そうでない事例より統計的に有意に多くの個別ケース検討会議が開催さ れていた。なお両者とも0回は30%未満であり、7割以上はケース会議が開か れていた。

(衣29)グー	- 人云	哉り奴()内は剖言	,下扠は調節	全併の沈左V	
		計	0 回	1回	2 回	3 回
下の子の面	なし	1,325 (100)	493 (37.2) 2.6	329 (24.8) 1.9	188(14.2) -2.8	119 (9.0) - 1.5
倒みる **	あり	322 (100)	95 (29.5) - 2.6	64 (19.9) - 1.9	66 (20.5) 2.8	38(11.8) 1.5
不登校 ***	なし	1,094 (100)	443 (40.5) 5.7	267 (24.4) 0.7	159 (14.5) - 1.4	36(3.3) -2.7
不复权 """	あり	553 (100)	145 (26.2) - 5.7	126 (22.8) - 0.7	95 (17.2) 1.4	68 (12.3) 2.7
計		1,647(100)	588 (35.7)	393 (23.9)	354 (15.4)	157 (9.5)

(表29)ケース会議の数 ()内は割合,下段は調整済み残差の値

		計	4 回	5 回	6 回	7回以上
下の子の面	なし	1,325 (100)	43 (3.2) -3.7	49(3.7) 0.8	19(1.4) .7	85 (6.4)
倒みる **	あり	322 (100)	25 (7.8) 3.7	9(2.8) 8	3(.9) 7	22(6.8)
不登校 ***	なし	1,094 (100)	36(3.3) -2.4	25(2.3) -3.8	15(1.4) 0.2	113 (10.3)
小豆权 ^^^	あり	553 (100)	32(5.8) 2.4	33 (6.0) 3.8	7(1.3) -0.2	47(8.5)
計		1,647 (100)	68 (4.1)	58(3.5)	22(1.3)	107 (6.5)

注:P < .01, 網掛け枠は調整済み残差が1.98以上

⑩児童相談所のかかわり

市区町村がかかわったネグレクト事例のうち、児童相談所のかかわりで統計的に有意な差がみられた項目が(表30)である。「下の子の面倒をみる」も「不登校」も「ある」子どもの事例では、市区町村が主催する「個別ケース検討会議への参加」は40%を超えているが、「家庭訪問」は30%前後である。また「不登校」が「ある」事例は「ない」事例と比べて、「継続指導」などで統計的に有意に多くかかわっていた。

		児相の関与なし*		家庭訪	問 **	ケース会議参加*	
	計	なし	あり	なし	あり	なし	あり
なし	1,344 (100)	1,022 (76.0)	322 (24.0)	1,034 (76.9)	311 (23.1)	891 (66.2)	454 (33.8)
あり	324 (100)	256 (81.8)	59 (18.2)	221 (68.0)	104 (32.0)	191 (58.8)	134 (41.2)
	1,668 (100)	1,287 (77.2)	381 (22.8)	1,255 (75.1)	415 (24.9)	1,082 (64.8)	588 (35.2)
		なし 1,344 (100) まり 324 (100) 1,668	計 なし 1,344 1,022 (100) (76.0) あり 324 256 (100) (81.8) 1,668 1,287	計 なし あり 1,344 1,022 322 (100) (76.0) (24.0) あり 324 256 59 (100) (81.8) (18.2) 1,668 1,287 381	請け なし あり なし なし はい (76.9) はい (1,344 1,022 322 1,034 (100) (76.0) (24.0) (76.9) はあり 324 256 59 221 (100) (81.8) (18.2) (68.0) 1,668 1,287 381 1,255	計 なし あり なし あり なし 1,344 1,022 322 1,034 311 (100) (76.0) (24.0) (76.9) (23.1) あり 324 256 59 221 104 (100) (81.8) (18.2) (68.0) (32.0) 1,668 1,287 381 1,255 415	計 なし あり なし あり なし は 1,344 1,022 322 1,034 311 891 (100) (76.0) (24.0) (76.9) (23.1) (66.2) あり 324 256 59 221 104 191 (100) (81.8) (18.2) (68.0) (32.0) (58.8) 1,668 1,287 381 1,255 415 1,082

(表30) 児相のかかわりで有意差があるもの ()内は割合

			児相の関与なし ***		家庭訪	家庭訪問 **		ケース会議参加 ***	
		計	なし	あり	なし	あり	なし	あり	
不登校	なし	1,108 (100)	826 (74.5)	282 (25.5)	859 (77.4)	251 (22.6)	773 (69.6)	337 (30.4)	
	あり	560 (100)	461 (82.3)	99 (17.7)	396 (70.7)	164 (29.3)	309 (55.2)	251 (44.8)	
計		1,668 (100)	1,287 (77.2)	381 (22.8)	1,255 (75.1)	415 (24.9)	1,082 (64.8)	588 (35.2)	

		継続指	á 導 **	報台	± *
		なし	あり	なし	あり
不登校	なし	919 (82.8)	191 (17.2)	777 (70.1)	332 (29.9)
	あり	432 (77.1)	129 (22.9)	354 (63.2)	206 (36.8)
計		1,351 (80.9)	319 (19.1)	1,131 (67.8)	538 (32.2)

(注:*:P<.05,**:P<.01,***:P<.001)

5) 考察

筆者が過去に行った市区町村が対応したネグレクト事例に関する調査(安部 2011)のうち、「下の子の面倒をみる」と「不登校」について、その状況とヤングケアラーの先行研究との比較を通して考察する。

なお「不登校」については、筆者の別の分析(安部2015)も参考にする。

①年齢と出現率

(表 22) のようにネグレクト調査の再分析では、「下の子の面倒をみる」では「あり」と「なし」に統計的に年齢による有意差はなかった。この結果から、どの年齢においても年下のきょうだいがいれば、おおむね2割、つまり5人に1人の子どもは年下のきょうだいの面倒をみていることが推察される。この結果は、教員調査の(表 5) から予想される「子どもの年齢が上昇するにしたがっ

て年下のきょうだいの世話をする割合が増える」とは大きく違う結果であった。

その理由として考えられるのは、子ども側の要因である「年齢」ではなく、年少の子どもの養育に携わるのが年長の子どもしかいないという「家庭内の事情(=家族のケアニーズ)」が想定される。その結果、(表 22)で市区町村がネグレクトと判断した6歳の子どもの18.6%が「下の子の世話をしている」ことになると推察される。

一方、「不登校」については、年齢の上昇に伴って統計的に有意に「あり」の割合が増加している。これは(表 5)の教員調査の結果と似た傾向を示している。その理由として「不登校」つまり「学校に来ていない」状態は教員であれば容易に把握できる情報である。このことから(表 18)と(表 25)の発見者、(表 9)と(表 20)の学校での状況などから、教員が「ヤングケアラー」を発見するきっかけとして、欠席や「不登校」が関与している可能性が示唆される。なおヤングケアラーの出現率は、中学担任調査では 4,420 人中の 52 人で 1.2%、高校生調査では 5,246 人中の 325 人で 6.2% であった。これに比べてネグレクト調査では(表 22)のように、6 歳以上 17 歳までの「下の子の面倒をみる」全体の平均で 19.4%、17 歳はサンプル数が少ないが 11.8% であり、「不登校」の割合は、もっと多かった。

この点については、① (表 1) や (表 8) のヤングケアラーが担っているケアの中で割合の多い「家事」や「きょうだいの世話」などの家庭内の子どもの行動は教員には見えにくいこと、② (表 9) や (表 20) のように「欠席」が多いため、子ども本人への調査では、ケアを担っている子ども達が回答できていない可能性が高いこと、③ネグレクト調査では、母数がネグレクトを受けている子ども達であり、その年齢の子ども全体の中での出現率を表しているわけではない、など、どの調査でも、正確なヤングケアラーの実数や出現率を示してはいないことが考えられる。

②家族構成

(表 23) のように「下の子の面倒をみる」も「不登校」も、家族構成により

出現率は統計的に有意に差がみられた。しかし、その内容は大きな違いがみられた。

特に「ひとり親家庭」については、MSW調査の(表 2)の「子どもがケアをすることになった理由」の 29.1% が「ひとり親家庭」であり、教員調査の(表 7)では、全体の 43.5% が「ひとり親家庭」であった。また中学担任調査の(表 12)の「家庭背景」の 43.2% は「ひとり親家庭」であり、要対協調査の(表 16)の「家族構成」の 48.6% は「ひとり親と子ども」の世帯であった。これらの結果からは、「ヤングケアラーはひとり親家庭で多く発生する」と想定される。

しかしネグレクトの家族構成を検討した (表 23) は、別の理解の可能性を示唆している。つまりネグレクト事例の 40.1% は「実母のみ」の家庭であり、「実父のみ」の家庭を加えると 47.8% と過半数近くになる。このように「ひとり親家庭」の多さが、多くの調査結果で「ひとり親家庭」の占める割合の要因になった可能性が考えられる。

また家族構成ごとの出現率を調整済み残差で検討すると、「不登校」の「あり」では「実母のみ」の割合は高いが、「実父のみ」では統計的に有意な差は みられなかった。

さらに「下の子の面倒をみる」では、ひとり親に統計的な有意差はみられなかった。このことは、ネグレクトにおいては、「ひとり親家庭」だからといって「下の子の面倒をみせる」とは言えないことが示唆される。

③きょうだいの数

ネグレクト調査の再分析では「きょうだいの数」との関係は、結果で示したように「不登校」は統計的な差はなかった。一方、「下の子の面倒をみる」では(表 24)のように有意な差がみられ、調整済み残差の結果から、きょうだいの数が 3 人を超えると、「下の子の面倒をみる」割合は統計的に多くなった。このことから、4 人きょうだい以上になると親だけで子どもの世話や教育をみることが難しく「手が回らない」状態なり、年長児が「下の子の面倒をみる」状況になるが、一方そのことが直ちに不登校とはならないことが推察される。

なお、きょうだいの数が 0 人、つまり一人っ子で「下の子の面倒をみる」のが 2 人いるが、これは同居している「いとこ」等、同居世帯の中の年少児の面倒をみている可能性が考えられる。

④発見者

要対協調査では(表 18)のように、発見者の39.5%は学校であった。しかしネグレクト調査では(表 25)のように、所属ごとで「下の子の面倒をみる」の有無に統計的な差はみられなかった。一方「不登校」は統計的に有意な差があり、調整済み残差から、小学校、中学校での割合が高いことが分かった。

その理由として考察①の「年齢と出現率」で検討したように、ネグレクト家 庭でも「不登校」は学校が把握しやすい一方、家庭内の状態である「下の子の 面倒をみる」は発見しやすい機関がないことが推察される。

なお、(表 25) において保育園で調整済み残差が有意になっていないのは、この調査の対象を学齢児に限っているためと考えられる。逆に保育園で発見された事例は、就学前からのネグレクト状態が、小学校入学以降も継続していることが推察される。

また (表 25) から、市区町村が対応している 6 歳以上のネグレクト事例の発見者のうち、小中学校が占める割合は 40.8% であった。これは (表 18) の要対協調査で「ヤングケアラー」を疑われる事例として発見された 39.5% と極めて近い数値であった。このことから「ヤングケアラー」発見において学校の役割は大きいとともに、学校以外の機関でも「ヤングケアラー」の理解が進まないと、多くの「ヤングケアラー」が支援につながらない可能性が示唆された。

⑤子どもの状況

(表 26) のようにネグレクト調査の再分析では、「下の子の面倒をみる」が「ある」子どもの 39.9% が「不登校」であると同時に、39.6% が「夜間保護者不在」であった。また 35.3% で「家で食事がない」状態である。これらのことから『夜に保護者が不在で食事も十分でないため、年長児が年下の子どもの面倒をみる結果、学校に行けなくなっている』という家庭内のメカニズムが推察される。

一方、「下の子の面倒をみる」の「ある」子どものどちらも 24.2% に「子どもへの暴言」と「子どもへの暴力」がみられ、「ない」子どもに比べて統計的に有意に高かった。この「子どもへの暴言」と「子どもへの暴力」の相関係数は .317 であり、0.1% 未満の有意差で弱い相関がみられた。このことは、「ヤングケアラー」として「下の子の面倒をみている」子ども達のうち一定数は、親からの「暴言」や「暴力」によって「下の子の面倒をみる」ことを強制されている可能性が示唆される。

また「健診未受診」の割合も統計的に有意に高かった。今回の調査は6歳以上が対象であるため市区町村が実施する乳幼児健診の対象ではないが、①調査対象の子ども自身が乳幼児期から健全な成長にかんして親から十分な注意を払ってもらっていない、②当該児童が「面倒をみる」年少のきょうだいも乳幼児健診を受けていない、という可能性が考えられる。そうであるなら保健師は、乳幼児健診未受診者への受診勧奨に際して同居している年長の子ども達の状況を確認することで、「ヤングケアラー」の発見につながる可能性が示唆される。なお、ネグレクトと不登校について筆者は別稿(安部 2015)で検討しているので、ここでは詳細な検討を省略する。

ただ学校調査の(表9)で「忘れ物が多い」は、親が子どもの世話を十分にできていない結果と考えられるが、自分である程度準備が可能な中学生にも両市とも多い。その要因として、①経済的に苦しく必要な学用品を購入して準備ができない、②室内の整頓ができていないため、必要な物がどこにあるか分からない、③学習や学校生活への意欲に欠けるため、準備をする気にならない、④欠席や遅刻で教員の指示を聞いていないなど、さまざまな心配な可能性が想像される。

ヤングケアラーについて長年研究してきた澁谷は、ヤングケアラーと不登校の関係について考察している(澁谷 2018;111-121)が、この教員を対象にした調査からも、ヤングケアラーが学習面や学校生活において大きな困難に直面していることが判明した。

⑥家庭状況

ア) メンタルヘルス

先行研究では、(表 2) の MSW 調査では「子どもがケアをするようになった理由」の 63.4% が「親の病気や入院、障がい、精神疾患」であり、(表 19) の要対協調査では、母親のケアをしている子どもの 51.8%、父親の 18.6% が親の「精神障害」であった。また同じ (表 19) では、母親のケアの 10.4%、父親の 21.2% は「依存症」であった。さらに高校生調査では (表 13) のように、保護者の障がいや病気、祖父母の認知症など、家族のメンタル面での課題もみられた。

今回のネグレクト調査の(表 27) は統計的に有意差のある項目を示している関係で、「下の子の面倒をみている」子どもの保護者には「疑いを含む精神障がい」や「アルコール・薬物」は統計的に有意な差はみられないために掲載していない。

一方「不登校」が「ある」子どもの保護者には、「疑いを含む精神障がい」 や「アルコール・薬物」の割合が統計的に有意に高かった。

これらのことから、保護者にメンタルヘルスの課題がある場合、子ども達は、「下の子の面倒をみる」というより、「学校を休ん」で保護者のそばに居ることの方が多いことが想像される。このような子ども達は(表 1)や(表 8)の「家の中の家事」や「情緒的サポート」を担っている「ヤングケアラー」であると同時に、『親の子どもへの養育が不十分』で『学校に行かせていない』ことによる「ネグレクト」と市区町村で判断されていると思われる。

また、このことは、家庭内でケアを必要としている人が「年下のきょうだい」であれば「下の子の面倒をみる」ことになるが、保護者にメンタルヘルスの課題があれば「不登校」になるなど、現れ方に違いがみられた。つまり「家族内のケアニーズ」の違いが、「ヤングケアラー」の負担する役割の違いとして現れることが推察される。

イ)経済的困難と援助拒否

澁谷はイギリスの「ヤングケアラー」の体験談集の中のエピソードとして 「家事,洗濯,お皿洗い。(中略)前は,居間の掃除をしてくれる人が来てくれ ていたけど、そうすると、お金を払うことになる。うちにはそんな余裕がなかったから、それをやめて、その後は私が居間の掃除をすることになった(澁谷 2018;190)」など、経済的な困難が「ヤングケアラー」の要因の一つとして紹介されている。今回のネグレクト調査の再分析でも(表 27)のように、「下の子の面倒をみる」も「不登校」も、「ある」子どもが「ない」子どもに比べて「貧困」や「借金」など経済的な課題を抱えている割合が統計的に高かった。

筆者はネグレクトと貧困の関係を過去に考察した(安部ら(2016:48-57)が、家庭に経済的な困難があると、保護者は長時間労働やダブルワークなどで収入の増加を図ろうと考える。24 時間の中で保護者の就労時間が長くなれば、逆に家事や育児に充てる時間は減少する。その結果、保護者だけで家庭内のケアニーズを充足することは困難になることは容易に想像できる。その結果、「年長の子どもが年下の子どもの面倒をみる」状況が発生すると考えられる。

一方、家庭内での養育が十分でない場合、先の澁谷の事例のようにヘルパー派遣のような公的支援や、親族や知人などの私的な支援で不足分を補う可能性はある。しかし経済的な困難だけでなく(表 27)のように、「下の子の面倒をみる」も「不登校」も「ある」子どもは「ない」子どもに比べて、「援助拒否」の割合が統計的に有意に高かった。このネグレクト調査では、どのような「援助を拒否」しているかの内容は不明であるが、筆者の援助拒否の検討(安部2012)では、「引きこもり」や「援助拒否」は子どものネグレクト状態をより深刻にしていた。一方、「ヤングケアラー」に関する先行研究では、支援の受入れについての調査はない。

これらを総合的に考えると、「ヤングケアラー」の状態を、より深刻にしている要因の一つとして、「保護者の社会的孤立や支援の受入れ拒否」がある可能性が示唆される。

⑦支援状況

要対協調査で「ヤングケアラー」の「子どもが家庭で行っているケアを支援する人(複数回答)」では、①祖父母(同居 11.1%, 別居 11.9%)、②福祉サービス・ヘルパー(18.3%)、③きょうだい(同居 14.4%, 別居 2.2%)、などが挙がってお

り, 家族以外では, 学校・市教委・保育所 (9.4%), 市・社協 (6.9%), 近所の人・ 知人 (4.2) となっている (MURC2019; 38)。

しかし市区町村で考える「ネグレクト」とは、親族や近隣などの私的な支援を受けても子どもの養育が十分に保障されていない状況と考え、ネグレクトと判断されれば、私的支援の活用と同時に、公的な支援やサービス提供を考える。一方、ネグレクト調査の再分析で支援状況を分析したのが(表 28)である。「下の子の面倒をみる」も「不登校」も、「ある」子どもは「ない」子どもより、「相談員」や「保健師」などの「訪問」が統計的に有意に多かった。

このうち「相談員の訪問」は、ネグレクト情報を得た市区町村の相談員が調査を目的とする場合も含まれる。実際、ネグレクト事例全体の 45.1% では「相談員の訪問」が行われている。それでも「下の子の面倒をみる」も「不登校」も「ある」子どもは、「ない」子どもに比べて統計的に有意に高い割合で「訪問」をしている。このことは両者に対しては、より積極的な家庭への介入の必要性を考えていることが推察される。

一方, (表 28) で,「下の子の面倒をみる」が「ある」子どもの方が「ない」子どもより,「保健師の訪問」が「ある」割合が統計的に有意に多い。関連して要対協調査の(表 18)の「ヤングケアラー発見者」の11.0%は保健師であった。このことから,下の子の乳幼児健診等で子どものネグレクト状態を発見し,年長のきょうだいの状況もネグレクトと発見された可能性も考えられる。さらに「年長の子どもが乳幼児の面倒をみている」場合,その安全で十分な養育を確保するために保健師が家庭訪問をしていることも考えられる。

ところで、そもそもネグレクトの要因の一つとして経済的な困難があることは別稿(安部ら 2016、48-57)で検討した。また要対協調査の(表 18)の発見者の 8.4% は「自治体のケースワーカー」であるが、それは「生活保護のケースワーカー」であろうと前述で推察した。そのため今回の再分析の対象とした市区町村が対応しているネグレクト事例でも 27.9% が「生活保護」を受給している。

今回の分析対象である「下の子の面倒をみる」も「不登校」も、(表 28) のように、「ある」子どもは「ない」子どもより統計的に有意に「生活保護」の

受給の割合が多い。ただ、このデータからは、「生活保護を受給」している子ども達がネグレクトとして「発見」されたのか、ネグレクトのある家庭へ「生活保護」の支援が「開始」されたのかは不明である。それでも(表 27)の「不登校あり」についてみると、家庭状況で生活保護を受給している人が 184 人で、(表 28) の支援サービスとして生活保護が支給されたのが 195 人であり、ある程度の子ども達には、支援策の一つとして「生活保護の受給」が開始されたと思われる。

ところで「下の子の面倒をみる」状態であれば、「下の子を保育所に預ける」 支援策を考えるのは当然であり、(表 28) もそのような結果であった。一方、 (表 25) の発見者として保育所は全体の 7.5% であった。先ほどの「生活保護」 と同様であるが、保育所への子どもの送迎を年長のきょうだいが行うことでネ グレクトが「発見」された可能性も考える必要もある。

また「不登校」の「ある」子どもは「ない」子どもより、「学童保育」や「保育所入所」の「あり」の割合が統計的に有意に少なかった。これを(表 27)の家庭状況で多かった「援助拒否」や「引きこもり」と重ねて考えると、保護者の社会的な孤立が不登校である子どもの家庭外の世界とのつながりを、より狭めていることが心配される。

⑧関係機関のかかわり

「ヤングケアラー」に対して個別ケース検討会議 (ケース会議) が、どの程 度開催されているかの調査は発見できなかった。

一方,ネグレクト調査の再分析では(表29)のように,全体の35.7%は0回であったが,「下の子の面倒をみる」で「あり」の29.5%,「不登校」で「あり」の26.2%で0回であり,統計的に有意に少なかった。つまり両者は市区町村にとって多機関による支援の必要性が相対的に高いことが想定される。

また開催回数では、「下の子の面倒をみる」の「あり」は「ない」子どもより2回と4回で、「不登校」の「あり」は「ない」子どもより3回以上で、統計的に有意に多く個別ケース検討会議が開催されている。このことは、「下の子の面倒をみる」も「不登校」も、課題解決に向けて多機関による支援が必要

な子どもがいることが示唆される。

なお、「不登校」の方が開催回数が多いのは、学校からの要請が多いことも回数が多い要因の一つと推測される。しかし逆に、「下の子の面倒をみる」も「不登校」も、簡単に状況が改善しない結果、ケース会議の開催回数が多いのかもしれない。

9児童相談所の関与

「ヤングケアラー」に対しての児童相談所のかかわりに関する先行研究は見つけることができなかった。

ネグレクトに対する児童相談所のかかわりは(表30)のとおりである。

「下の子の面倒をみる」も「不登校」も、「ある」子どもは「ない」子どもより、「児童相談所の関与なし」が「ない」つまり児童相談所の関与がある事例が統計的に有意に多かった。つまり両者に対して児童相談所は、他のネグレクト状態よりかかわりが多いことが示唆される。

例えば両者とも「ある」子どもは「ない」子どもより、「家庭訪問」や「ケース会議参加」の割合は統計的に有意に多くなっている。特に「下の子の面倒をみる」は(表 26)の「夜間保護者が不在」の割合も多いことから、保護者など責任をもって子どもを育てていくおとなが家庭内に存在しないことも想定されるため、実態把握を含めた家庭訪問が多いと思われる。

一方,子どもへの「一時保護」や「施設入所」など家庭からの分離について は、他のネグレクト事例との統計的な有意差はなかった。

このことは、「下の子の面倒をみる」も「不登校」も心配な状況ではあるが、 家庭からの分離が必要なほど危険度が高いわけではないと判断しているか、 (表 28) のように児童相談所の家庭訪問や市区町村の相談員などの訪問等の在 宅支援を中心に支援を考えていることが推察される。

4 総合考察

1)「権利侵害」という視点

「はじめに」でも述べたように筆者は「ヤングケアラー」に関する調査研究

に加わり、学校調査の(表9)での学校生活への影響で、欠席(55.2%)、低学力(40.5%)、栄養心配(15.0%)など、要対協調査の(表20)で、学校を休みがち(31.2%)、登校しているが学力不振(12.3%)など、子どもが深刻な状態に置かれていることには強い衝撃を受けた。そして、このような状態は、子どもの権利条約に規定されている子どもの権利への侵害ではないかと考える。

例えば子どもの権利条約第28条には教育を受ける権利が,第31条には余暇・遊び及び文化的活動の権利が,約第27条には生活水準の権利が,第6条第2項には発達の権利が示されている。そして,そもそも第18条の保護者の養育責任が満たされていない。

世間では「子どもが家庭で手伝いをするのは当たり前」や「昔は年長の子どもが年下の子の面倒をよくみていた」という見方は根強い。しかし「ヤングケアラー」問題は、子どもが家族の世話をしていることが課題ではない。最初に紹介したベッカーの定義のように「恒常的に相当量のケアや重要なケアに携わり、普通は大人がするとされているようなレベルの責任を引き受けている」のである。

このように年齢以上の負担になっていることも課題だが、一番の課題は、子 どもが本来持っている権利が侵害され、子どもとしての安心や幸せ、心身の健 康な成長が脅かされていることが課題の中心である。

「ヤングケアラー」問題を考えるうえでは、「子どもへの権利侵害」という視点を忘れてはならない。

2) ネグレクト(虐待) とヤングケアラー

要対協調査の(表17)では、要対協で「ヤングケアラー」を疑われた子どもの50.3%は「虐待(ネグレクト)」と分類されている。また虐待の合計は80.9%であり、複数回答とはいえ全体のかなりの部分が虐待であり、「要支援」は19.8%にすぎない。

一方, イギリスでは 2014 年子どもと家族に関する法律において「ヤングケアラー」が法的に定義されると同時に,「要支援」としてアセスメントすることが自治体に求められた(澁谷 2017; 5-6)。つまり「ヤングケアラー」はす

べて「要支援」という位置づけである。

このことは、①なぜ、両国にそのような差が生まれたか、②日本の実態から「ヤングケアラー」をすべて「要支援」と判断していいか、という疑問が生じる。 ①について筆者は以下のように考える。

イギリスでは以前から子ども虐待への取り組みが進んでおり、虐待が疑われた場合には迅速なアセスメントを行い、支援が開始される(松本2002)。一方、「虐待」と認定されない場合は介入的な支援は行われず、結果的に放置されると考えられる。そうであれば「虐待には該当しない」とされた子ども達の一部である「ヤングケアラー」は行政や教育による支援がなされないままになる。それでは不十分と社会が判断した結果、2014年の子どもと家族に関する法律へと結びつき、「要支援」として関与の対象になったと考えられる。

②とも関係するが、要対協査の(表 17)は「ヤングケアラー」の全体像を必ずしも正確には表現してはいないと考えられる。また本研究のネグレクト調査の再分析では、分析対象がすでにネグレクトと判断された事例である。それでも先行研究からみても、現在の日本では、「ヤングケアラー」の多くが虐待的な状況に置かれていることが推察される。

そのため現在の日本では「ヤングケアラー」をすべて「要支援」と安易に捉えるのではなく、「ヤングケアラー」を疑われる場合には家族全体の生活実態をアセスメントし、虐待の可能性まで検討すると同時に、虐待でなくても支援が必要な状態、つまり要支援事例であることを認識すべきである。

3) ヤングケアラーの被害

ヤングケアラーを疑われた子どもであっても、教員調査の(表9)では9.5%が「影響なし」であり、要対協調査の(表20)では28.7%に「学校生活への影響で「支障がみられない」となっていた。では「学校生活に支障がない」状態であればヤングケアラーへの支援の必要性はないのであろうか。

この点については、多くのヤングケアラーは心理的な負担や身体症状について述べている(例えば、奥山 2018;149-151)。これは「手伝いというレベルではない(澁谷 2018;93)」という年齢以上の負担である。つまり、まだ保護

が必要とされる 18 歳未満の子どもが、おとなと同じような分量のさまざまな 家族のケアニーズを担う状態は、その子ども達に大きな心理、身体的な負担を 強いることになる。その負担が限界を超えれば、(表 9) や (表 20) のように 学校でのさまざまな支障が生じるだけでなく、(表 9) の「栄養心配」(15.0%) な状況など子どもは心身の不調や病気に追い込まれてしまう。

このように「学校での支障」や「心身の不調や病気」という子どもからのサインがあれば、周囲のおとなに発見され支援が行われるが、本来ヤングケアラー 状態であること自体が、「子どもにおとなと同じような大きな負担を強いているのであり、支援が必要である」という認識が必要である。

4) ヤングケアラーが生まれる構造

これまでの先行研究と今回のネグレクト調査の再分析から、ヤングケアラーが生まれる構造を以下のように考える。

①「普通の生活」

一般に家庭内では、家事や育児、高齢者や障がい児者への介護などのケアニーズに対して、保護者による就労や養育、家事が行われ、不足部分に対しては親族や近隣の私的支援、保育所や介護保険等の公的支援によって支えられている。その結果、子どもは保護された家庭内で安心できる守られた生活を送ることができる。

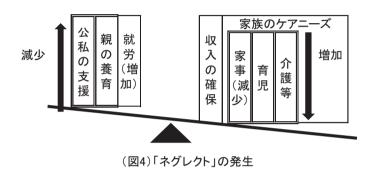


(図3)「普通」の生活

②ネグレクトの発生

しかし、高齢者等の介護の必要性が高まったり、保護者の疾患や子どもの数が多い場合、離婚等で家事の担い手の減少などの「家族のケアニーズ」が高ま

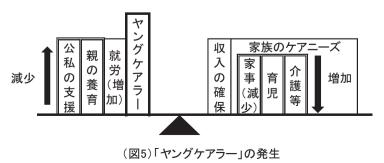
る理由はさまざまにある。その一方、それを担う側が収入の減少に伴って長時間労働になり、家事や育児に割ける時間やエネルギーが減少することもある。 さらに、引きこもりや援助拒否などで公私の支援を受けないことも、家族のケアニーズを満たすことを困難にする。このような状態に陥った結果、保護者による子どもへの養育が不十分になり「ネグレクト」が発生する。



③ヤングケアラーの登場

②のようなネグレクト状態が発生すると、それを少しでも改善するために子ども自身が保護者が担うべき部分を補うことで、家族のケアニーズの充足を図る作用がヤングケアラーの発生メカニズムと考えられる。

15歳未満の子どもは特別な場合を除いて収入を得ることはできない。そのため、MSW調査の(表1)、教員調査の(表8)、高校生調査の(表14)のように、それ以外の家族ニーズである家事や高齢者等の介護、年下の子どもの面倒をみるなどの「ケア」を担うと考えられる。



つまり、ヤングケアラーがケアを担うことで、家族内のケアニーズが充足されることである。ここで課題なのは、18歳未満の子どもが家族の生活システムに組み入れられ、「抜け出すことができない固定された負担」が強いられている点である。

それは MSW 調査の (表 2) や奥山の事例のように「子どもが自発的に」ケアを担ったとしても、そうしなければ「家族が機能しない」状態になっていることに変わりはない。

5) 支援者に求められる視点の転換

近年,以前にヤングケアラーであった若者が過去の体験を公の場で話したり,研究者のインタビューに答えるようになり,その体験や心情が知られるようになった。その結果,我々の社会は,ヤングケアラーの苦しさと同時に,彼ら・彼女らの自己犠牲によって家庭内のケアニーズが軽減されている実態を知ることになった。

そのためにヤングケアラーが早期に発見され、彼・彼女らの担っている負担 の軽減が第一に必要である。

それと同時に筆者は、ヤングケアラーが担っている負担に対して、大きな敬 意を払う必要を感じる。

子どもの支援にかかわる多くの人は、「ネグレクト状態に置かれ、保護や公的な支援が必要な子ども」に対して「被害者」と捉えて支援を行おうと考えがちである。その結果、ヤングケアラーも被害者と捉え、その状態からの「解放」だけを考えると、彼・彼女たちが行ってきた行為は「あってはならない悪いこと」となり、「負担の必要性や意味がない」行動と否定されてしまう可能性が考えられる。このようなヤングケアラーの捉え方では、彼・彼女らの心情を理解し、寄り添うことはできない。

このような視点はソーシャルワークで「パワレス」とされる状態である。この用語はクライエントを支援の対象として、ソーシャルワーカー主導で支援を行う結果、クライエント自身が持っている力(パワー)が削がれてしまい(レス)、いつまで経ってもクライエントは「支援を求める人」に固定化されるこ

とを言う。しかし、そもそもソーシャルワークの目的は、クライエント自身が 自己決定をし、自ら解決するのを支援することである。

ヤングケアラーの状態を権利侵害と考えるのであれば、支援のゴールは権利 や主体性の回復である。そうであるなら支援者は、ヤングケアラーを権利の主 体者と認め、これまでの選択を尊重することが支援の出発点となる。そのうえ で子どもの意見や意向に耳を傾け、家族内で求められているケアニーズの充足 に向けてヤングケアラーである子どもと一緒に考えていく姿勢が求められる。

5 結論

日本におけるヤングケアラーの実態は解明が始まったばかりであるが、イギリスでは「ヤングケアラーは要支援」とされているのに比べ、日本では要保護(虐待)レベルと要支援レベルの両方が含まれている可能性が示された。

またヤングケアラーになる要因として、ひとり親やきょうだい数の多さなどの家族内の要因もあるが、保護者の引きこもりや援助拒否などの社会的孤立などの保護者要因も関与していることが示唆された。

さらにヤングケアラーは自発的であれ強制されてであれ、家庭内のケアニーズを支えるシステムに組み込まれ、抜けることのできない状態にあることが示唆される。つまりヤングケアラーの存在なしに家族が機能しない状態であることが推察される。

その結果、ヤングケアラーの状態は虐待ともいえる状態まで含めた権利侵害であり、支援に当たっては、子どもの守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利などのさまざまな権利が侵害されていないかどうかという視点で捉えることが重要である。

6 限界と課題

今まで行われたヤングケアラーに関する調査では「子ども虐待」という視点を欠いている。一方、筆者を含めた「子ども虐待」の調査研究では、ヤングケアラーという認識は持たれていない。今回のネグレクト調査の再分析も、分析した「下の子の面倒をみる」と「不登校」がすべてヤングケアラーに該当する

保証はない。

またヤングケアラーの実態把握には、学校だけでは不十分であることは判明 した。一方、要対協では、子ども虐待を中心に対応しているため、被害が深刻 な事例の把握には適しているが、ヤングケアラー全体を把握しているとは言い 切れない。さらに子ども自身への調査でも、欠席していれば状態の把握は出来 ない。つまり、どの機関を調査対象にすることが、よりヤングケアラー全体の 実態に近づけるかは示すことができなかった。

また, そもそもネグレクト調査が項目の有無を問う設問であったため, 分析に限界がある。

以上の点は、今後の課題としたい。

<参考文献>

- 安部計彦 (2011) 「要保護児童対策地域協議会のネグレクト家庭への支援を中心とした機 能強化に関する研究 (主任研究者:安部計彦)」平成 22 年度こども未来財団児童関 連サービス調査研究等事業報告書
- 安部計彦 (2012)「ネグレクト事例における引きこもりと援助拒否の背景と子どもへの影響」西南学院大学人間科学論集 7(2) 13-24
- 安部計彦(2015)「子どものネグレクトと不登校の関係」、学校ソーシャルワーク研究 15.15-23.日本学校ソーシャルワーク学会
- 安部計彦,加藤曜子,三上邦彦編著 (2016) 「ネグレクトされた子どもへの支援」明石書店
- Department of Health, Home Office, Department for Education and Employment (1999) "Working Together to Safeguard Children" (松本伊智郎,屋代通子 2002「子ども保護のためのワーキング・トゥギャザー―児童虐待対策のイギリス政府ガイドライン― | 医学書院)
- 濱島叔恵, 宮川雅充 (2018)「高校におけるヤングケアラーの割合とケアの状況―大阪府下の公立高校の生徒を対象にした質問紙調査の結果より―」厚生の指標 65(2), 22-29
- 北山沙和子,石倉健二 (2015)「ヤングケアラーについての実態調査 過剰な家庭内役割を担う中学生 」 兵庫教育大学教育学研究 27,25-29
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2019) 「ヤングケアラーの実態に関する調査研 究報告書
- 中津真美,廣田栄子 (2013) 「聴覚障害の親をもつ健聴の子ども (CODA) の通訳場面に 抱く心理状態と変容」 Audiology Japan56(3), 249-257
- 日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト (2015) 「南魚沼市ケアを担う子ども (ヤ

ングケアラー)についての調査<教員調査>報告書 | 日本ケアラー連盟

日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト (2017) 「藤沢市ケアを担う子ども (ヤングケアラー) についての調査<教員調査>報告書」、日本ケアラー連盟

日本ケアラー連盟(2018)「ヤングケアラー若者ケアラー」パンフレット

- 奥山滋樹 (2018)「新たな家族支援のかたちーヤングケアラーの実態と支援への展望」 家族心理学年報 36「福祉分野に生かす個と家族を支える心理臨床」,日本家族心理 学会,金子書房
- 澁谷智子(2015)「ヤングケアラーに対する医療福祉専門職の認識─東京都医療社会事業協会会員へのアンケート調査の分析から─」社会福祉学54(4).70-81
- 澁谷智子(2017)「ヤングケアラーを支える法律─イギリスにおける展開と日本での応 用可能性」成蹊大学文学部紀要 52, 1-21
- 澁谷智子(2018)「ヤングケアラー─介護を担う子ども・若者の現実」中公新書 2488, 中央公論新社

西南学院大学人間科学部社会福祉学科